

経済産業省の外国人留学生支援策について

平成26年5月12日

経済産業省

目次

- 1. 「産学連携による留学生向け実践的教育事業(アジア人財資金構想)」・・・1
- 2. 『アジア人財資金構想』事業を基盤とした留学生支援の自立化・・・・・・・・2
- 3. (1)中小企業・小規模事業者海外人材対策事業(25年度)・・・・・・・・ 3
- 3. (2)中小企業・小規模事業者海外人材対策事業(26年度)・・・・・・・・ 4
- 4. 留学生の就職に係る制度面の課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

1. 「産学連携による留学生向け実践的教育事業(アジア人財資金構想)」

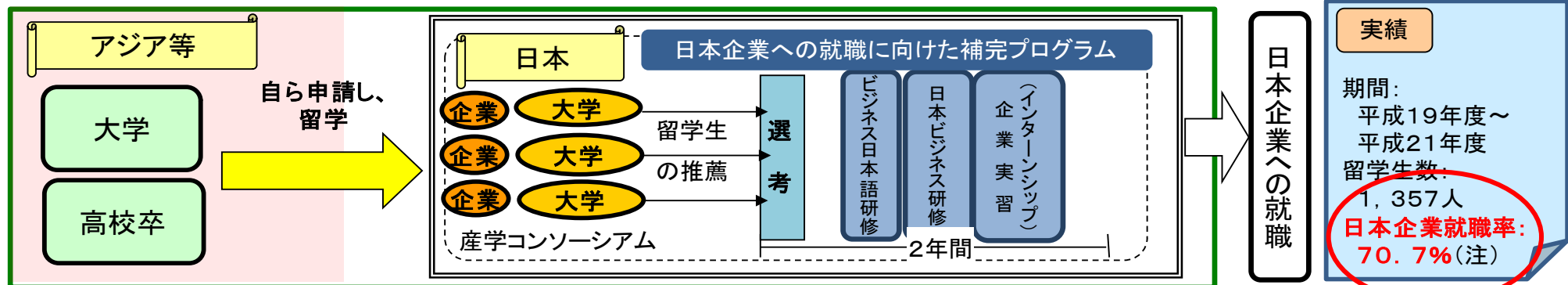
○経済産業省では、文部科学省と共同で、我が国への強い就職意欲を持ち、能力・意欲が高いアジアを始めとする世界の留学生に対し、大学と産業界を巻き込んだ地域ネットワークにより、ビジネス日本語教育からインターンシップ、就職支援までをパッケージで提供する実証事業を実施(2007年度～2012年度)。

○この実証事業においては、日本企業への就職率が70～90%へと向上。

(1) 高度専門留学生育成事業(23大学)



(2) 高度実践留学生育成事業(全国9ブロック)



◆参加留学生の主な海外出身大学 ※これまでに約60ヶ国・地域の留学生が参加

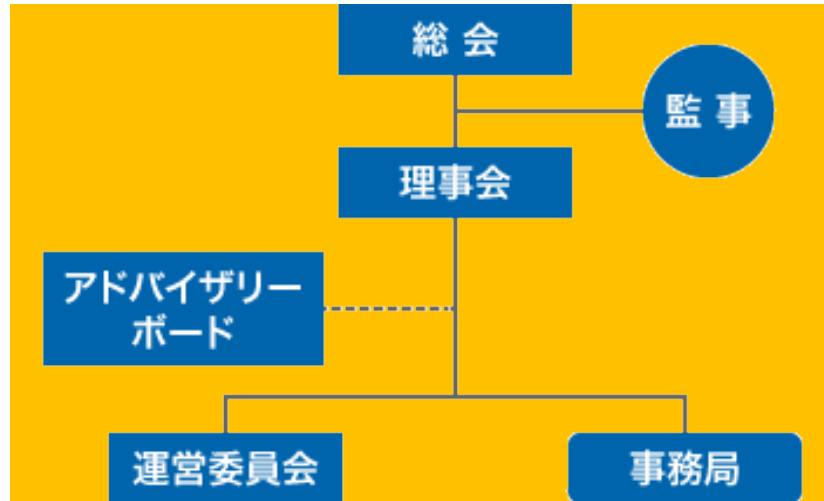
- ・清華大学、北京大学、南京大学、ハルビン工業大学、大連理工大学、復旦大学 等(中国)
- ・ソウル大学、高麗大学、慶熙大学、韓国科学技術院大 等(韓国)
- ・ハノイ工科大学、ホーチミン工科大学、ベトナム大学 等(ベトナム)
- ・チュラロンコン大学、チュンマイ大学、キングモット工科大学、タマサート大学 等(タイ)

(注) 日本国内での進学を含む

2. 『アジア人財資金構想』事業を基盤とした留学生支援の自立化

- 平成24年度までのアジア人財資金構想事業で培った留学生就職支援の経験、ノウハウを継承し、25年10月に産学を中心とする「一般社団法人 留学生支援ネットワーク(International Student Support Network)」が設立。
- 日本の就職活動のマニュアル等をwebにて無償提供。(<http://www.issn.or.jp/index.html>)

一般社団法人 留学生支援ネットワーク(組織図)



【役員】

代表理事 モンテ・カセム

学校法人 立命館 立命館大学・立命館アジア太平洋大学 名誉教授

理事 鍛冶舎 巧 パナソニック株式会社 専務役員

理事 原 正紀 株式会社クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役

理事 渡辺 誠 国立大学法人 千葉大学 副学長 国際戦略室長

監事 小西 彦衛 小西彦衛公認会計事務所

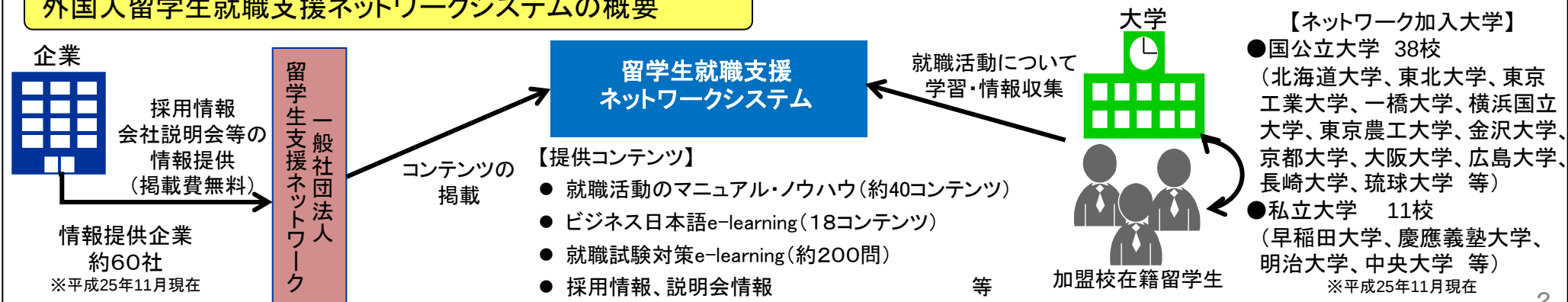
【事務局】

元アジア人財資金構想 プロジェクトサポートセンター

【事業内容】

- ① 外国人留学生就職支援ネットワーク運営事業
- ② 外国人留学生OB・OGネットワーク構築事業
- ③ 日本留学魅力発信事業
- ④ 企業・教育機関向け集合型研修事業
- ⑤ 留学生支援団体ネットワーク構築事業

外国人留学生就職支援ネットワークシステムの概要



3. (1)中小企業・小規模事業者海外人材対策事業(25年度)

※平成24年度補正予算：中小企業・小規模事業者人材対策事業（281.8億円の内数）

<事業の概要・目的>

○中小企業を取り巻く環境が厳しさを増す中、海外市場の需要獲得が喫緊の課題となっています。他方、中小企業には海外展開を担えるグローバル人材が社内に不足しているため、多言語を理解できる外国人留学生は、社内のグローバル化を進める上で戦力となり得ます。

○中小企業が留学生を確保していくためには、職場実習を通じた中小企業と留学生のマッチングの他、留学生が中小企業に就職し定着するための体制の構築が重要です。

○このため、以下の事業を実施します。

1. 人材確保・定着支援（留学生向け）

事業実施者（地域の中小企業団体等）と大学等が連携し、留学生に向けた中小企業の魅力発信や中小企業に向けた留学生採用ノウハウの提供、中小企業と留学生のマッチング、外国人従業員の定着までを一貫して支援します。（平成25年度実績：参加企業数2,285社、参加学生数10,485人）

2. 新卒者就職応援（留学生向け）

大学4年生（10月以降）や卒業後就職活動を行っている未就職の外国人留学生に対し、日本の中小企業で働く上で必要な技能・技術・ノウハウを習得する機会を提供するため、中小企業で実施する職場実習（インターンシップ）を支援します。（平成25年度実績：職場実習数278件）

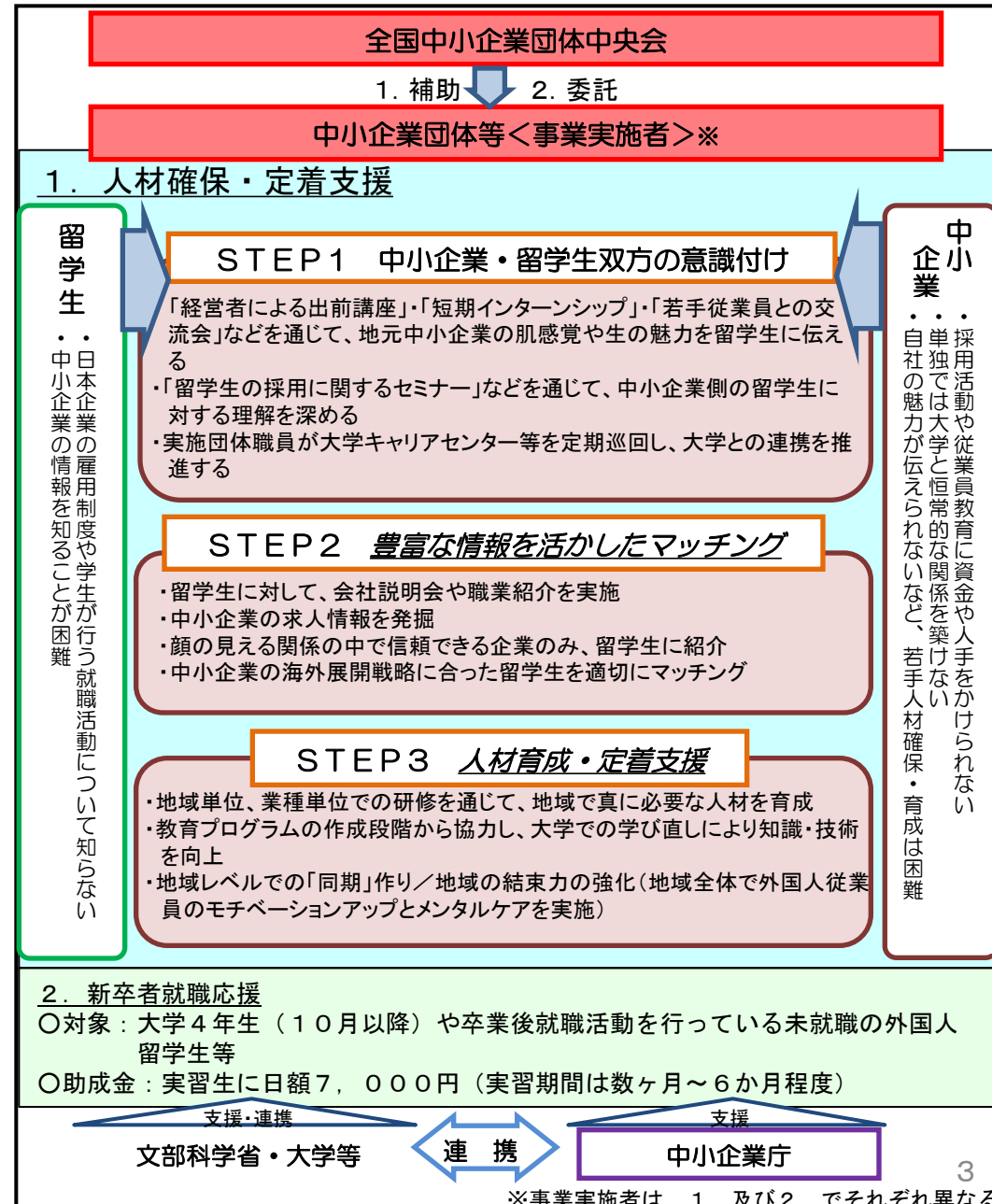
<支援対象等>

事業実施者：中小企業団体、大学、民間企業等による

グループ ※事業実施者は、1. 及び2. でそれぞれ異なる

事業参加者：1. 中小企業、国内大学在学中の留学生

2. 中小企業、大学4年生（10月以降）や卒業後就職活動を行っている未就職の外国人留学生



3. (2)中小企業・小規模事業者海外人材対策事業(26年度)

※平成26年度：中小企業・小規模事業者人材対策事業

<事業の概要・目的>

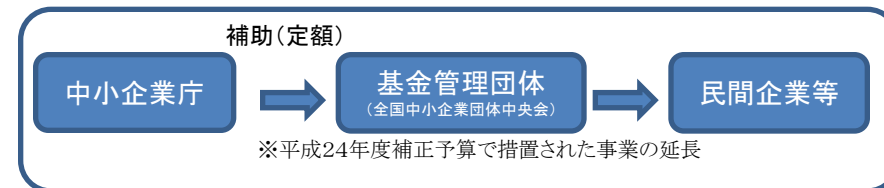
- 国内の中小企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、中小企業の発展のため、今後とも成長著しいアジアをはじめとする海外市場の需要獲得が喫緊の課題となっています。
- 他方、多くの中小企業では、大企業に比べて経営資源が限られており、人材面においても、海外展開を担えるグローバル人材が社内に不足している等、海外取引を開始・拡大する上で十分な対応ができていないのが現状です。
- このような中、中小企業の海外展開を支援するため、日本国内の外国人留学生と中小企業との日常的な関係作りからマッチング、人材育成・定着までを一体的に実施する取組を支援します。
- 具体的には、外国人留学生向け企業訪問ツアーや合同就職説明会、中小企業向け外国人留学生の採用・雇用に関するガイダンス及び若手外国人従業員との交流会等の実施を支援します。

<支援対象>

事業実施者：中小企業団体、大学、民間企業等

事業参加者：中小企業、外国人留学生等

<事業イメージ>



<取組事例>

1. 企業訪問・工場見学

海外展開に積極的な魅力ある中小企業を実際に訪問することで、外国人留学生に日本の中小企業に対する理解を深めてもらいます。



2. 留学生合同企業説明会

各企業のブースによる会社説明だけでなく、就職活動ガイダンスや留学生OB・OGによる講演、個別カウンセリング等を複合的に開催し、外国人留学生を様々な観点から支援します。



3. 若手外国人従業員向け研修

既に中小企業に雇用されて勤務されている若手外国人従業員を対象として、スキルアップの研修や精神的なケアを通じて、定着を図ります。



4. 留学生の就職に係る制度面の課題

外国人留学生が専門学校等の日本の教育機関を卒業しても、就労可能な在留資格がないため就労できないケースがある。

留学が認められるのに就労が認められない分野

◆「専門学校」の留学生(24年度卒業生22万人のうち留学生は2.5万人)

以下の4つのパターンに分類される。

- ① 国家資格を取得すれば、「医療」で就労可能…………… 歯科衛生士、臨床工学士、看護師
- ② 国家資格を取得しても、就労不可能…………… 歯科技工士、柔道整復・鍼灸、調理師、理美容師、保育士
- ③ 国家資格取得を前提にEPAスキームでのみ就労可能…………… 介護福祉士
- ④ 国家資格なし、就労不可能…………… ドッグトリマー、アパレル販売、エステティシャン

◆「各種学校」の留学生(約2千人(推定))

各種学校卒業生の9割は自動車教習所や予備校。就職のための専門知識の習得・就労を目的とする卒業生は1割(2万人)。希望職種は専門学校と同等のものが想定されるが、「技術」や「人文知識・国際業務」等の学歴要件*を満たさないため就労できない。

*大卒でなくても、専門学校のうち、修業年限が2年以上等の要件を満たしたもので、文部科学大臣が指定した課程の修了者は、「専門士」の称号が付与され、「技術」「人文知識・国際業務」等の在留資格への変更が認められている。

◆「無認可校」の留学生

無認可校で留学生を受入れることのできる機関には、法務省告示*2を受けたファッション・デザイン教育機関等があるが、「技術」や「人文知識・国際業務」等の学歴要件を満たさないため就労できない。

*2 平成26年4月現在、法務省告示により各種学校認可を受けていないファッション教育機関5校が「各種学校に準ずる教育機関」として認められており、在留資格「留学」により受入れ可能。